

自然災害などの影響を受けた農林漁業者の皆様へ

自然災害、高病原性鳥インフルエンザなどで資金繰りが悪化された方に、(株)日本政策金融公庫が融資する、長期運転資金の**農林漁業セーフティネット資金**をご案内いたします。

借入の限度額（一般）が拡大

23年度から300万円から600万円へ拡大予定

借入の金利が低利

0.75~0.95%(本年2月21日現在)と**低金利**

借入手続きが迅速

自然災害の場合、市町村の罹災証明があれば**迅速に手続き**

【現行の融資条件】

- 借入対象者 ・所得の過半が農林漁業所得の方
・農林漁業の粗収益が200万円以上の方
- 借入限度額 [一般] 300万円 [特認] 年間経営費等の3/12以内
- 借入金利 0.75~0.95% (平成23年2月21日現在)
- 償還期限 10年以内 (うち据置期間3年以内)

借入申込手続きなど、詳しくは、
(株)日本政策金融公庫フリーコール
0120-926-478(平日9:00~17:00)
又は最寄りの公庫支店までお問い合わせください。